

著作権管理委員会規程

JSSM-2-660 2025.6.10 制定

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会（以下、「本会」という。）の著作権管理委員会（以下、「本委員会」という。）について、その構成、役割等必要な事項を定める。

第2条（構成）

本委員会委員長および委員は定款第60条に基づき選任する。

- 2 委員の推薦方法等は本委員会委員長が定めることができる。
- 3 委員の中に法務に関する有識者を含めることとする。

第3条（役割）

本会が保有する著作権にかかわる下記の事項の審議・検討を行い、その結果を理事会へ答申する。

- ① 本会が保有する著作物にかかわる著作権の取扱いに関する事項
- ② 本会著作権規程の制定および改訂に関する事項
- ③ その他の著作権に関する事項

第4条（改廃）

本委員会は本規定の改廃を発議することができ、定款第42条に基づき理事会によって改廃が行われる。

附則

この規程は2025年6月11日から施行する。